

R4 給与システム 平成 27 年版(Ver.15.10)のリリースの予定

給与 R4 システム マイナンバー／年末調整対応版 平成 27 年版 (Ver.15.10) のシステムの対応予定についてご連絡いたします。

なお、当内容は変更される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

1. 発行プログラムと対象バージョン
2. リリース時期
3. システムの対応内容

1. 発行プログラム

次のプログラムの発行を予定しています。

1-1.発行プログラムと対象バージョン

システム名	リリースバージョン	バージョンアップ対象
給与・法定調書 R4	Ver.15.10	Ver.14.10、Ver.14.11、Ver.14.20
給与・法定調書顧問 R4		Ver.14.10.e1・e2・e3・e4
給与応援 R4 Premium		Ver.14.11.e1・e2・e3・e4
給与応援 R4 Lite		Ver.14.20.e1・e2・e3・e4
法定調書顧問 R4		Ver.14.10、Ver.14.11、Ver.14.20
		Ver.14.10、Ver.14.11、Ver.14.12
		Ver.14.10.e1・e2・e3
		Ver.14.11.e1・e2・e3
		Ver.14.12.e1・e2・e3

※R4 シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、E i ボードが自動でセットアップされます。

※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途 [ネットワーク基本ライセンスサーバー版] および接続端末台数分の [ネットワーク基本ライセンスクライアント版] が必要です。アプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。

※給与・法定調書 R4 と給与・法定調書顧問 R4 は同一コンピューターでは共存できません。

※給与応援 R4 Lite は 1 ユーザーで使用する製品です。

※旧システム Ver.H27.10 で使用中の 27 年度以降のデータがコンバート対象です。コンバートを行う環境には、既存システムの上記対象バージョンがセットアップされている必要があります。

2. リリース時期

2-1.E i ボードダウンロードマネージャーの公開 (予定)

2015 年 11 月 9 日 (月)

2-2.マイページのダウンロード公開 (予定)

2015 年 11 月 9 日 (月)

2-3. オプションのCD保守契約の場合（送品開始予定日）

・ 給与・法定調書 R4	2015年11月18日（水）
・ 給与・法定調書顧問 R4	2015年11月24日（火）
・ 給与応援 R4 Premium	2015年11月24日（火）
・ 給与応援 R4 Lite	2015年11月30日（月）
・ 法定調書顧問 R4	2015年11月24日（火）

2-4. 個人番号一括収集システムについて

給与 R4 システムリリースと同時期に、個人番号一括収集システムもご提供の予定です。
個人番号一括収集システムのご提供方法・時期につきましては別途ご案内いたします。

2-5. 電子申告プログラムについて

給与システム Ver.15.10 用の電子申告更新プログラムについては以下の通り 2 回にわけてダウンロードのご提供を行う予定です。

※配当の支払調書のマイナンバー対応は Ver.e2（法定調書顧問 R4 は e1）で対応する予定です。

■2015年11月公開分

Ver.15.10 で所得税徴収高計算書の資料、配当の支払調書の電子申告を行うためのプログラムです。
このプログラムで平成 27 年分の法定調書の電子申告はできません。

ダウンロード公開（予定）：2015年11月20日（金）

システム名	発行プログラム	バージョンアップの対象
給与・法定調書 R4	e1	Ver.15.10
給与・法定調書顧問 R4		
給与応援 R4 Premium		

■2016年1月公開（予定）分

Ver.15.10 で平成 27 年分の法定調書の電子申告を行うためのプログラムです。

ダウンロード公開（予定）：2016年1月上旬

システム名	発行プログラム	バージョンアップの対象
給与・法定調書 R4	e2	Ver.15.10 Ver.15.10.e1
給与・法定調書顧問 R4		
給与応援 R4 Premium		
法定調書顧問 R4	e1	Ver.15.10

■注意点

平成 26 年版で電子申告を行われているお客様が、Ver.15.10 にバージョンアップを行うと、電子申告更新プログラムを適用するまでの期間は電子申告が行えなくなります。

特にインターネットダウンロードやマイページから、給与プログラムを早期入手した場合や、法定調書顧問については Ver.15.10 へのバージョンアップのタイミングについてご注意ください。

2-6. Ver.15.10用のコンバートプログラムの提供について

Ver.15.10 へのコンバートに対応した R4 コンバーターを提供します。提供時期、および詳細につきましては、別途ご案内いたします。

※旧システムで登録した個人（法人）番号のコンバートに対応する予定です。

2-7.11月中の予定日程（参考）

製品	日	月	火	水	木	金	土
	11/08	11/09	11/10	11/11	11/12	11/13	11/14
給与・法定調書		ダウ ン					
給与・法定調書顧問		ロード マ					
Premium		ネー					
Lite		ジャ・ マ					
法定調書顧問		イペー ジ					
	11/15	11/16	11/17	11/18	11/19	11/20	11/21
給与・法定調書				CD 保守		e1 公開	
給与・法定調書顧問						e1 公開	
Premium						e1 公開	
Lite							
法定調書顧問							
	11/22	11/23	11/24	11/25	11/26	11/27	11/28
給与・法定調書							
給与・法定調書顧問			CD 保守				
Premium			CD 保守				
Lite							
法定調書顧問			CD 保守				
	11/29	11/30					
Lite		CD 保守					

3. システムの対応内容

3-1.マイナンバー制度の概要

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。平成 27 年 10 月から、個人番号（マイナンバー）・法人番号が通知され、平成 28 年 1 月から順次利用が開始されます。

■ 個人番号について

個人番号は、12 桁の番号で、住民票を有する国民全員に 1 人 1 つ指定され、市区町村から通知されます。また、住民票を有する中长期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。個人番号は「通知カード」により、住民票の住所に通知されます。個人番号の利用範囲は、番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）に規定された社会保障、税および災害対策に関する事務に限定されています。

■ 法人番号について

法人番号は、13 桁の番号で、設立登記法人などの法人等に 1 法人 1 つ指定され、国税庁から通知されます。なお、法人の支店や事業所には指定されません。法人番号は、書面により通知を行うこととしており、例えば、設立登記法人については、番号の指定後、登記上の本店所在地に通知書が届きます。法人番号は個人番号とは異なり、原則として公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

■ 税務関係書類への番号記載について

マイナンバー制度導入に伴い、国税分野では、税務署等へ提出いただく申告書・法定調書等にも番号（個人番号又は法人番号）の記載が必要となります。番号の記載が必要となる時期の例は、以下のとおりです。

	記載対象	一般的な場合
所得税	平成 28 年 1 月 1 日の属する年分以降の申告書から	(平成 28 年分の場合) 平成 29 年 2 月 16 日から 3 月 15 日まで
法人税	平成 28 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度に係る申告書から	(平成 28 年 12 月末決算の場合) 平成 29 年 2 月 28 日まで
法定調書	平成 28 年 1 月 1 日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から	(例) 平成 28 年分給与所得の源泉徴収票、特定口座年間取引報告書⇒平成 29 年 1 月 31 日まで
申請書・届出書	平成 28 年 1 月 1 日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

◆記載時期等、国税の番号制度に関する情報につきましてはこちらをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/jyoho.htm>

◆源泉所得税、法定調書に関する事務の取り扱いについてはこちらをご覧ください。

法定調書提出義務者・源泉徴収義務者となる事業者のための社会保障・番号制度の概要

<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/pdf/gaiyo.pdf>

■ 社会保障関係手続について

社会保障・税番号制度導入に伴い、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の届出様式等に「個人番号」や「法人番号」を追加する等の改正が予定されています。

分野	主な届出書等の内容	施行日
雇用保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・雇用保険被保険者資格取得届 ・雇用保険被保険者資格喪失届 等 以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・雇用保険適用事業所設置届 等	平成 28 年 1 月 1 日提出分～
健康保険・厚生年金保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 ・健康保険被扶養者（異動）届 等 以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・新規適用届 等（※）	平成 29 年 1 月 1 日提出分～ 平成 28 年 1 月 1 日提出分～

※厚生年金保険・健康保険の新規適用届と事業所関係変更届については、厚生年金保険制度等の改革の一環として、平成 27 年 6 月から新たに「会社法人等番号」の記載をしていただくこととしています。この「会社法人等番号」の記載欄は、平成 28 年 1 月からはマイナンバー制度により国税庁長官が指定する「法人番号」の記載欄となります。

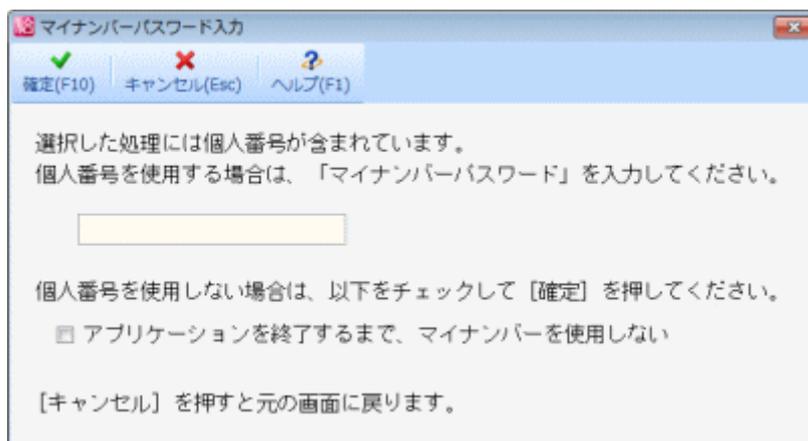
■ 本人の確認方法について

個人番号の提供を受ける際は、成りすましを防止するため、厳格な本人確認が義務付けられています。

したがって、個人番号が記載された申告書や法定調書などを税務署等へ提出する際には、本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しを申告書等に添付していただく必要があります。また、事業者の方が法定調書に記載するために従業員の方などから個人番号の提供を受ける際には、本人確認をしていただく必要があります。

■ 安全措置について

個人番号および特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業員に対する必要かつ適切な監督も行わなければなりません。



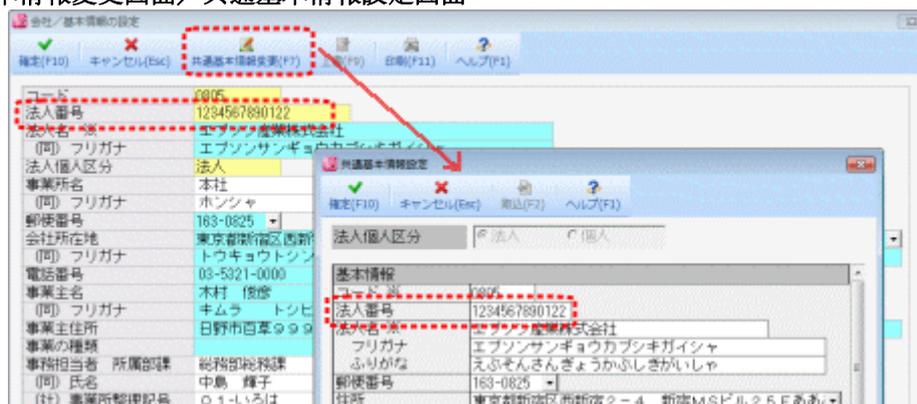
■ 会社データの法人（個人）番号の登録について

会社データの法人（個人）番号は、共通基本情報設定画面で登録します。給与 R4 の会社基本情報変更画面では登録できません。（参照のみ）

※会社データの法人（個人）番号はE i ボードで一覧入力することができます。

※個人番号は、マイナンバーパスワードが入力済み、または、起動しているユーザーに「マイナンバー取扱権限」が設定されている場合のみ登録することができます。権限がない場合、登録済みの個人番号は伏字（*****）で表示されます。

会社基本情報変更画面／共通基本情報設定画面



権限がない場合：個人番号入力有／個人番号入力無

個人番号	*****	*****	*****	個人番号	
------	-------	-------	-------	------	--

■ 従業員・家族情報の個人番号の登録について

従業員・家族情報の個人番号は、従業員／個別入力、従業員／一覧入力、年末調整／一覧入力のいずれかで登録します。登録した個人番号は、給与 R4 システムのデータベースには保持されず、マイナンバー専用のデータベース（マイナンバーデータベース）で暗号化して管理されます。

※従業員・家族情報の個人番号はE i ボードで登録することはできません。

※個人番号は、マイナンバーパスワードが入力済み、または、起動しているユーザーに「マイナンバー取扱権限」が設定されている場合のみ登録することができます。権限がない場合、登録済みの個人番号は伏字（*****）で表示されます。

従業員／個別入力画面

従業員： 01SE01: 木村 敏明

基本情報・属性 | 給与計算・所得税・住民税 | 家族情報・通勤手

基本情報	従業員コード ※	01SE01
	個人番号	1234 5678 9018
	従業員名 ※	木村 敏明
	従業員名カナ	キムラ トシアキ
	郵便番号	191-0003

従業員／一覧入力画面

部門: T0000: 全社

表示: (全体) 基本 属性 給与 住民 通勤 社保

	部門コード	部門	従業員コード	個人番号	従業員名 ※	姓カナ
1	000000	管理部	01SE01	1234 5678 9018	木村 敏明	キムラ
2	000000	管理部	EP5004	2345 6789 0121	勝山 孝次	カチヤマ
3	000000	管理部	EP7001	3456 7890 1234	時給 次郎	シメ
4	00200A	営業部	EP0030	4567 8901 2346	上原 進一	ウヘハラ

年末調整／一覧入力画面

部門: T0000 : 全社

表示: 基本 税区 家族 保険 住宅
 年調する従業員のみ表示 選択行上

	1	2	3
部門コード	000000	000000	000000
部門名	管理部	管理部	管理部
氏名	木村 敏明	勝山 孝次	時給 次郎
従業員コード	01SE01	EP5004	EP7001
従業員名カナ	キムラ トシアキ	カチヤマ トシジロ	シメジロ ジョウ
個人番号	1234 5678 9018	2345 6789 0121	3456 7890 1234
処理済	<input type="checkbox"/> 処理済	<input type="checkbox"/> 処理済	<input type="checkbox"/> 処理済
メモ			

■ 支払を受ける者・配当の支払を受ける者の個人（法人）番号の登録について

支払を受ける者・配当の支払を受ける者の個人（法人）番号は、支払を受ける者、または、配当の支払を受ける者で登録します。登録した個人（法人）番号は、給与 R4 システムのデータベースには保持されず、マイナンバー専用のデータベース（マイナンバーデータベース）で暗号化して管理されます。

※支払を受ける者・配当の支払を受ける者の個人（法人）番号はE i ボードで登録することはできません。

※個人（法人）番号は、マイナンバーパスワードが入力済み、または、起動しているユーザーに「マイナンバー取扱権限」が設定されている場合のみ登録することができます。権限がない場合、登録済みの個人（法人）番号は伏字（*****）で表示されます。

支払を受ける者設定画面

コード	個人番号又は法人番号	支払を受ける者
100000	6234567890123	大矢不動産販売
30060	2234567890123	
30070	523456789012	
50020	3234567890123	
60010	623456789012	

コード ※	100000
個人番号又は法人番号	6234567890123
支払を受ける者 ※	大矢不動産販売
(同) フリカナ	
郵便番号	170-0004
住所	東京都豊島区北大塚3-6-14
受給者区分	法人
支払調書	不動産の仲介料等

※不動産の使用料等の支払調書、譲受けの対価の支払調書に「あっせんした者」を登録する場合は、「あっせんした者」の個人（法人）番号の印刷も必要になります。支払を受ける者に「あっせんした者」を登録し、それぞれの支払調書で選択する仕組みに変更されます。

※配当の支払調書で「支払の取扱者」を設定する場合は、「支払の取扱者」の法人番号の印刷も必要になります。「支払の取扱者」の法人番号は [配当等の分配の支払調書] → [配当計算] で登録します。

■ 汎用 EXCEL データによる個人（法人）番号の受入について

従業員およびその家族情報、支払を受ける者または配当等の支払を受ける者の情報を Excel 出力し、Excel 上で登録した個人番号又は法人番号を Excel 受入する仕組みに対応します。

※マイナンバーパスワードが入力済み、または、起動しているユーザーに「マイナンバー取扱権限」が設定されている場合のみ EXCEL 受入することができます。

汎用データ [Excel 出力・受入] タブ

◆ 個人番号一括収集システムについて

「個人番号一括収集システム」は、エプソンの給与計算ソフトから抽出した従業員・家族情報のマスターデータに、個人番号を一括登録できるシステムです。個人番号は、エプソンのスキャナーでスキャニングしたマイナンバー通知カードのイメージデータを元に紐付・登録が可能です。登録終了後、エプソンの給与計算ソフトに取込むことが可能です。

■ マイナンバー関連申告帳票の印刷対応について

給与 R4Ver.15.10 で対応するマイナンバー関連申告帳票の様式変更は以下の通りです。

なお、マイナンバーに関連する申告帳票の入力画面には、法人番号や個人番号の入力欄はありません（機密保持のため）。印刷条件設定画面で個人番号を印刷するか／しないかの選択をして印刷します。

※個人番号は、マイナンバーパスワードが入力済み、または、起動しているユーザーに「マイナンバー取扱権限」が設定されている場合のみ印刷することができます。

様式	平成 27 年 度データ	平成 28 年度 以降データ	給与応援 R4 Lite	法定調書顧問 R4
扶養控除等異動申告書 *1	○	○	○	○
報酬等の支払調書	×	○	×	○
不動産の使用料等の支払調書	×	○	×	○
譲受けの対価の支払調書	×	○	×	○
あっせん手数料の支払調書	×	○	×	○
源泉徴収票／退職者用 *2	×	○	○	×
法定調書合計表 *3	○	○	×	○
退職所得の源泉徴収票	×	○	×	○
配当等の分配の支払調書 *4	○	○	×	○
配当等の分配の支払調書合計表 *5	○	○	×	○

*1 扶養・保険料等控除申告書画面の「扶養控除等異動申告書の年」で平成 28 年分以降を選択した場合に限る。

*2 給与応援 R4 Lite は [年末調整] タブに「(所)給与所得の源泉徴収票／退職者用」を追加します。

*3 会社データの法人(個人)番号は印刷されません。

*4 支払確定日が平成 28 年以降の場合に限る。新様式の電子申告への連動は、給与 R4 電子申告更新用プログラム Ver.15.e2（法定調書顧問 R4 は Ver.15.e1）で対応予定です。

*5 法人番号のみが印刷対象なので印刷条件設定画面に「個人番号の印刷」はありません。

注：(健・厚)事務所関係変更届（104）の様式変更にも対応しますが、マイナンバー情報の連動には対応しません。（給与応援 R4Lite、法定調書顧問 R4 除く）

印刷条件設定画面

個人番号の印刷

印刷する

印刷しない（空白）

マスク印刷する（*****を印字）

■ E i ボードに記録されるアクセスログについて

E i ボードに記録される給与マイナンバー処理時の操作ログは次のタイミングで記録されます。

・個人番号入力・更新のログ

汎用データ受入や従業員／個別入力等で個人番号を入力・更新するたび出力されます。アクセスログの処理欄には個人番号を入力・更新した従業員等の単位にコード・名称が表示されます。例：「コード (01SE01) 名称 (木村 敏明)」

(マイナンバー取扱権限有、または、マイナンバーパスワード入力済みの場合のみ)

・個人番号参照のログ

[従業員／個別入力] [従業員／一覧入力] [年末調整／一覧入力] [支払を受ける者]
[配当等の支払を受ける者] を選択すると出力されます。

(マイナンバー取扱権限有、または、マイナンバーパスワード入力済みの場合のみ)

・印刷のログ

扶養控除等異動申告書、報酬等の支払調書、不動産の使用料等の支払調書、譲受けの対価の支払調書、あっせん手数料の支払調書、退職所得の源泉徴収票、給与所得の源泉徴収票／退職者用、配当等の分配の支払調書印刷時に出力されます。

アクセスログの処理欄には個人番号を印刷した従業員等の単位にコード・名称が表示されます。例：「扶養控除等異動申告書 コード (01SE01) 名称 (木村 敏明)」

(「個人番号：印刷する」選択、かつ、個人番号が印刷される場合のみ)

3-3. 税制改正対応

■税制改正の概要

- 平成 26 年度の改正により、給与所得控除の上限額が、平成 28 年分の所得税については 230 万円(給与収入 1,200 万円を超える場合の給与所得控除額)に、平成 29 年分以後の所得税については 220 万円(給与収入 1,000 万円を超える場合の給与所得控除額)に、それぞれ引き下げられました。

給与所得控除の上限額の引下げに伴い、給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表及び年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表の改正が行われました。

この改正は、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払うべき給与等について適用されます。

■税制改正によるシステムの対応内容

- 選択した会社の処理年度 (27 年分／28 年分以降) により、計算式や月額表を切り替えて毎月の給与や賞与の源泉徴収税額が計算されるよう対応します。(法定調書顧問 R4 除く)

平成 28 年分の年調計算については、平成 28 年版プログラム (Ver.16.10) で対応する予定です。

平成 28 年途中で非居住者となった人や、死亡退職した人などが対象となる年度途中での年末調整には対応しませんので、あらかじめご了承ください。

3-4. 社会保険に関する変更点

■料率変更 (法定調書顧問 R4 除く)

[会社新規作成] 時の計算条件の厚生年金保険料率を最新の料率に変更します。会社データを新規に作成する場合は、料率の設定を見直してください。

■(健・厚) 事業所関係変更届 (104)

(健・厚) 事業所関係変更届 (104) の様式変更に対応します。(給与応援 R4Lite、法定調書顧問 R4 除く)

※事業所関係変更届には「法人番号」欄が追加されていますが、(変更前) (変更後) を記載するものであるため、マイナンバー共有データベースとは連動しません。必要に応じて手動で入力してください。

3-5. その他のシステムの変更点

■会社基本情報変更 (給与応援 R4Lite 除く)

E i ボードで登録した [会計事務所・職員設定] の内容を会社基本情報変更画面で選択できるよう対応します。

■支給控除一覧表 (法定調書顧問 R4 除く)

従来の給与システムの支給控除一覧表 (表印刷) 機能に対応します。対応に伴い、印刷タイプの名称を次のように変更します。

「支給控除一覧表」	→ 「支給控除一覧表 (固定型)」
「支給控除一覧表 (表印刷)」	→ 「支給控除一覧表」
「支給控除一覧表 (表印刷／縦横組替)」	→ 「支給控除一覧表 (縦横組替)」

■連続印刷（法定調書顧問 R4 除く）

連続印刷帳票を PDF に出力する際、帳票ごとに PDF を出力する機能を追加します。

■定型管理表をフリーデザイン管理表に変更（給与応援 R4 Lite）

給与応援 R4 Lite の定型管理表を給与応援 R4 Premium 等のフリーデザイン管理表に変更します。

■法定調書合計表（給与応援 R4 Lite 除く）

- ・「税理士番号」欄を会社基本情報変更画面からの連動項目（計算(水色)項目）に変更します。
※データ変換時、法定調書合計表で登録済みの税理士番号が会社基本情報変更画面に移行されます。
- ・法定調書合計表の印刷条件設定画面の【税理士印字項目】欄に「会計事務所名」「税理士登録区分」「直接受任」のチェックを追加します。
チェックを付けると法定調書合計表の「作成税理士署名押印」欄に会社基本情報変更画面で設定した内容が印字されます。

■配当等の分配の支払調書合計表（給与応援 R4 Lite 除く）

- ・「税理士番号」欄を会社基本情報変更画面からの連動項目（計算(水色)項目）に変更します。
※データ変換時、法定調書合計表で登録済みの税理士番号が会社基本情報変更画面に移行されます。配当等の分配の支払調書合計表で設定した税理士番号と異なる場合は、[上書]で修正してください。
- ・配当等の支払調書合計表の印刷条件設定画面を【その他印字項目】【税理士印字項目】欄に分け、「会計事務所名」「税理士登録区分」「直接受任」のチェックを追加します。チェックを付けると配当等の支払調書合計表の「作成税理士署名押印」欄に会社基本情報変更画面で設定した内容が印字されます。

■印刷条件設定画面

印刷条件設定画面で「PDF」選択時、パスワード設定ができるよう対応します。

※マイナンバー関連申告帳票で個人番号を印刷する際、PDF 保存を使用する場合は、機密保持のため、必ずパスワードを設定して保存するようにしてください。

■ファイリング機能の追加

事務所管理 R4（顧問先管理）がセットアップされている場合に限り、印刷プレビュー→[保存]および[給与]タブ→[連続印刷]で[ファイリング]が選択できるよう対応します。

■特殊な印刷での縮小倍率の対応

特殊な印刷（従来の給与システムの表印刷）機能のプレビューで縮小倍率が設定できるよう対応します。倍率（30%～100%）の間で変更可能です。（初期値：80%）縮小倍率が設定できる帳票は以下の通りです。

様式	給与応援 R4 Lite	法定調書顧問 R4
従業員一覧表	○	○
固定金額リスト	×	×
支給控除一覧表	○	×
支給控除一覧表（縦横組替）	○	×
フリーデザイン管理表	○	×
社会保険管理表	×	×
年末調整チェックリスト	○	○
年末調整結果リスト	○	○

■辞書更新

給与 R4 システム Ver.15.10 の公開に伴い、E i ボードの郵便番号マスター、市区町村役場マスター、金融機関マスター、金融機関本支店マスターを更新する予定です。

■その他

- ・従業員の振込先として設定されている銀行支店のコードを変更し、かつ、変更前の銀行支店コードが他行に登録がある場合、従業員情報を開くとエラーが発生する問題に対応します。（法定調書顧問 R4 除く）
- ・汎用データ勤怠項目受入用で 60 進の勤怠項目を受け入れると、給与明細で計算した結果と異なる場合があるという問題に対応します。（法定調書顧問 R4 除く）
- ・勤怠項目を 60 進にすると、給与明細でマイナス入力できない問題に対応します。（法定調書顧問 R4 除く）
- ・従業員／一覧入力起動時、介護保険メッセージに [OK] した後、一覧入力画面を [キャンセル] すると、対象の従業員の介護保険料が正しく計算されない問題に対応します。（法定調書顧問 R4 除く）
- ・賃金台帳で有休増減を入力すると、入力値によっては有給休暇残高に端数誤差が発生する問題に対応します。また、端数誤差がある状態で支給控除一覧表を起動すると、エラーメッセージが表示される問題に対応します。（法定調書顧問 R4 除く）
- ・勤怠項目が 60 進のとき、賃金台帳や支給控除一覧表等の管理帳票で集計値が不正になる場合があるという問題に対応します。（法定調書顧問 R4 除く）
- ・賃金台帳や社会保険管理表の数値欄で書換モードを挿入モードに変更した後、[BackSpace] をクリックすると、1 文字ずつ削除されるべきところ全ての数値が削除されてしまう問題に対応します。（法定調書顧問 R4 除く）
- ・支給控除一覧表の印刷条件設定画面で「部門小計・中計：なし」を選択後、「部門：使用する」→「使用しない」に変更するとエラーメッセージが表示される問題に対応します。（法定調書顧問 R4 除く）
- ・銀行振込依頼書の F/B データの保存先がバージョンアップにより初期化される問題に対応します。（法定調書顧問 R4 除く）
- ・電子申請用のファイル作成時、電話番号が正しく設定されない問題に対応します。（法定調書顧問 R4 除く）
- ・源泉徴収簿等の年末調整計算欄の「済（変）」は、従来システムと同じ赤字で表示されるよう対応します。
- ・従来の給与システムの給与支払報告書／総括表で代表者名と代表者職名が設定されているデータをコンバートすると、個人データであっても給与支払報告書／総括表に代表者名と代表者職名が印刷されていましたが、これを印刷しないよう対応します。

以上